

後期高齢者医療被保険者へお知らせ

平成24・25年度の保険料率が決定しました。

熊本県後期高齢者医療広域連合では2年ごとの保険料率の見直しにより、次のとおりに決定しました。

均等割額(47,900)円

所得割率(9.26)%

保険料額(年額) = 均等割額(47,900)円 + 所得割額{(総所得金額等 - 33万円) × (9.26)%}

※上限額が年額50万円から55万円へ変更となりました。

平成24年度も保険料軽減は継続します

所得が低い方や被用者保険加入者(※)に扶養されていた方の保険料は、継続して軽減されます。

(※)被用者保険とは協会けんぽ、健保組合、共済組合などです。

所得が低い方の軽減

◆保険料の均等割額(被保険者全員が等しく負担する保険料)の軽減

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等が

「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算したうえで所得が0円となる場合

→ 保険料の均等割額を **9割軽減**

「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯

→ 保険料の均等割額を **8.5割軽減**

「基礎控除額(33万円)」 + 「24.5万円 × 世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)」を超えない世帯

→ 保険料の均等割額を **5割軽減**

「基礎控除額(33万円)」 + 「35万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯

→ 保険料の均等割額を **2割軽減**

*総所得金額等の計算には、専従者控除、譲渡所得の特別控除は適用されません。

◆保険料の所得割額(所得に応じて負担する保険料)の軽減

被保険者の総所得金額等が

「基礎控除(33万円)」 + 58万円を超えない方

→ 保険料の所得割額を **5割軽減**

被用者保険加入者に扶養されていた方の軽減

被用者保険加入者に扶養されていた方も、保険料が軽減されます。

特別措置として、当分の間は保険料の**均等割額が9割軽減されます(所得割額はかかりません)**。

対象となる方…資格を得た日の前日まで、被用者保険加入者に扶養されていた方